

(公印省略)

生 福 第 998 号  
令和 5 年 11 月 9 日

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所  
生活福祉課長 尾上 典章

歯科補てつ物の未装着にかかる取扱いについて (お願い)

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記内容をご確認いただき、補てつ物の未装着の防止にご協力お願いいたします。なお、未装着が発生しそうな事例が生じた場合には、速やかに生活福祉課の地区担当職員（ケースワーカー）へご連絡ください。

また、やむを得ず未装着が発生した場合には、下記の通り、請求の手続きが通常のレセプト請求とは異なりますので、生活福祉課医療・介護担当班までご連絡ください。

#### 記

○被保護者が義歯等を作成し、未装着となった場合には、社会保険報酬支払基金を通じたレセプト請求はできません。  
(月遅れの請求でも、同月分を2枚のレセプトで請求することは認められていないため、返戻となります。)

○医療機関から直接大分市福祉事務所（生活福祉課）に請求いただき、福祉事務所から医療機関の指定口座への振込となります。

#### (参考)

生活保護法第52条による指定医療機関の診療方針及び診療報酬については、国民健康保険の例によることとされています。一部、国民健康保険の基準による診療が生活保護として適当でないと言われる場合があります。具体的には次のような診療制限があります。

1. 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金位14カラット以上の金合金の使用は認められていません。それ以下の、例えば金銀パラジウム合金等を使用することとなります。
2. 保険外併用療養費の支給に係るもの（評価療養、患者申出療養及び選定療養）は認められていません。  
例えば、治験や差額ベッド代を伴った場合、保険診療部分であっても請求できません。

大分市福祉事務所 生活福祉課  
医療・介護担当班 堀川  
電話 097(537)5621 (班直通)